

原発賠償 関西 訴訟を 応援してください！



第51回期日 第13回本人尋問!

第52回期日 第14回本人尋問!

11月28日(木)

2025年1月15日(水)

大阪地方裁判所 大阪市北区西天満 2-1-10 (下記地図)

両日とも 10時～ 202号法廷

★法廷に入れなかった方のために、弁護士会館 1001・1002号室で、法廷外企画を予定。昼と夕方にミニ報告集会を予定しています。

どうしてこんな思いをしなければいけないのか？

深夜のラジオが、福島第一原発2号機の危機的状況を逐一伝えていました。もうなすすべがないのか、アナウンサーが「神様にお祈りしましょう」と、言っていました。それを布団の中で聞きながら、このまま福島にいて大丈夫なのか？もしかしたら、チェルノブイリのようにになってしまうのではないかと？子供達の健康は？命は？不安ばかりが頭をよぎりました。それからすぐに仕事がある夫を残し子供達と私は避難しました。

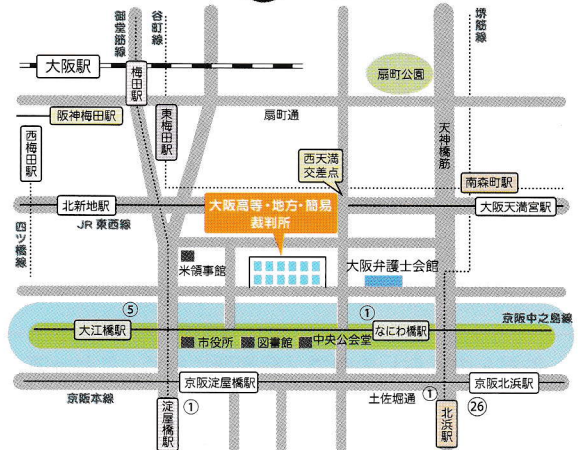
私達が住んでいた郡山も、3月15日には通常の200倍もの放射線量になった時間があることや、甲状腺の異常や鼻血が続くといった健康被害の情報に触れるたびに不安は尽きません。

どうしてこんな思いをしなければいけないのか？

被害にあった当事者だからこそ、国と東電の責任を追及していかなければいけないと思っています。

個人尋問では緊張と不安に押しつぶされそうでしたが、傍聴席で応援して下さる皆様がいると思うと心が強くなりました。背中を押していただきました。ありがとうございました。これからも原告達の背中を思いっきり押し続けて下さい。お願い致します。

原告：佐藤 富士子



■原発賠償関西訴訟弁護団

大阪市北区西天満 4-11-22

阪神神明ビル 9階 902号室 梅田新道法律事務所

Tel.06-6316-8824 Fax.06-6316-8825

(担当弁護士：白倉典武)



■お問合せ：KANSAI サポーターズ (原発賠償関西訴訟の応援団)

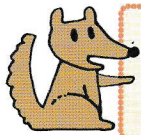
大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビル 405号 ☎070-5658-9566

ブログ

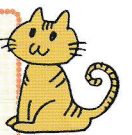
KANSAI サポーターズ

検索

<http://kansapo.jugem.jp/>



原発賠償関西訴訟 なぜ？なに？Q&A



Q この裁判は肉面だけですか？

A. いいえ、日本中で10,000人以上が訴えています！
(2017年7月現在)

2013年3月、福島地裁への訴えを皮切りに、北海道から九州まで、日本中の避難者が東電と国を相手に提訴しています。近畿エリアでも、京都、兵庫、関西と3つの原告団が結成され、合計510名の原告が立ち上がりました。

Q 肉面訴訟って、何人の原告がいるの？

A. 2013年9月17日第一次提訴、12月18日第二次提訴、2014年3月7日第三次提訴、2016年3月3日第四次提訴と、計243人が原告になりました。

原告団の多くは家族です。おじいちゃん、おばあちゃん、パパ、ママ、子どもたち、赤ちゃんも原告です。原発事故被害は、世代、立場に関係なく、すべての人に及ぶのです。



Q なんで裁判するの？東電から賠償金も出たのでは？

A. 東電の補償と範囲は限られたものであり、不十分です。
対象となっていない人がたくさんいます。

東電は、補償の対象となる地域をせまく区切り、一部の人のみを補償の対象として、すべてを終わりにしようとしています。それ以外の区域の人の大半は切り捨てられました。福島県を中心に関東～東北の広大なエリアが汚染されましたが、今もそこに住む人にも、関西に避難した人の中にも、東電の補償の対象になっていない人がたくさんいます。また、東電が補償を認めた区域の人たちも、個々の事情はまったく考慮されず、謝罪もなく、一方的に東電が勝手に決めた金額を押しつけられただけでした。その時の怒りゆえに、今回の訴訟に踏み切った人も多数います。

Q この裁判の目的って？

A. この裁判の目的は3つあります。

① 東京電力福島第一原発の真相の究明と責任の追及
現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任を認めていません。国の避難者に対する施策が極めて不十分なのは、責任の所在が曖昧だから。まずはここから始めます。国と東電の責任を明らかにできるのは、司法の力だけ！

② 損害の完全賠償

東電に対する直接請求をしても、原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に賠償を求めても、驚くほど不十分！区域外の人と同じように被害を受けているのに、まったく対応してもらえないケースが大半です。損害の完全賠償もこの訴訟の目的のひとつです！

③ 被災者全員に対しての暮らしの支援を！

被災地にとどまった人、避難した人、帰還した人、原発事故は多くの人々の人生を翻弄しました。しかし、国の被災者に対する施策は極めて不十分です。特に区域外からの避難者に対しての必要な支援はほとんどありません。国のこうした姿勢を改めさせ、被害にあったすべての人が「ふつうの暮らし」を取り戻すための、行政による施策…それを実現することが、この裁判最大の目的です！



本人尋問期日

【2024年】

第51回…13回目…11月28日(木)10時～17時 大法廷202

【2025年】(予定)

第52回…14回目…1月15日(水)10時～17時 大法廷202

第53回…15回目…3月6日(木)10時～17時 大法廷202

第54回…16回目…4月23日(水)10時～17時 大法廷202

第55回…17回目…5月29日(木)10時～17時 大法廷202

第56回…18回目…7月10日(木)10時～17時 大法廷202

第57回…19回目…9月11日(木)10時～17時 大法廷202

ふだんの暮らしの中で「裁判所に行く」ことって、めったにないですよね？福島原発事故によって関西に避難してきた私たちも、裁判の原告になるとは思っていませんでした。「原発賠償関西訴訟」は、原発事故で被害を受けた私たちが、**避難する権利、とどまる権利、帰還する権利を訴える裁判**です。つまり「人の命」と「健康」と「ふつうの人間らしい暮らし」が守られることを何より望んでいます。こうした私たちの取り組みに、ぜひ皆さんのお力を貸してください。

お願い

「原発賠償関西原告団」並びに「KANSAIサポーターズ」では、活動のためのカンパを募っています。原発事故がもたらした避難生活の窮状を、ひとりでも多くの方に知っていただくために、皆様のご厚意を活用させていただきます。

サポーターになってください！

避難生活をしながらの訴訟。どちらも初めてのことで、とまどうことがいっぱいです。そんな時、私たちの活動を応援してくれる人がいるだけで、心の支えになります！

登録は kansaisapo@gmail.com まで

■原発賠償関西原告団

ゆうちょ銀行 四一八支店 【預金種目】普通預金 【口座番号】7905624
【なまえ】ゲンパツパイショウカンサイゲンコクダン

■KANSAIサポーターズ

<ゆうちょ銀行から>
【記号】14380 【番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ
<ゆうちょ以外の金融機関から>
【店名】四三八(ヨンスンハチ) 【店番】438 【預金種目】普通預金
【口座番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ